

ひとり親家庭等医療証(親医療証)をお持ちの方(住民税課税世帯)へ 8月から自己負担上限額が変更

ひとり親家庭等医療費助成(以下「親医療証」)は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令に準拠して自己負担上限額を設定しています。このため、同法施行令の改正に伴い、親の自己負担上限額が下表のとおり変わります。※医療証の更新はありません。現在お持ちの医療証は有効期間満了まで、そのままお使いいただけます。

負担割合	自己負担上限額	
	7月診療分まで	8月診療分以降
住民税課税世帯	通院1割	12,000円 14,000円/月 (ただし一人あたりの年間上限(※1)は144,000円)
	入院等1割	44,400円 57,600円/月 (多数回(※2)は44,400円/月)
住民税非課税世帯	自己負担なし(変更なし)	

※1 年間上限の期間は毎年8/1から翌年7/31まで
※2 個人の外来と入院の自己負担額の合算額または世帯全体の自己負担額の合算額が57,600円となった月数が、当該療養のあった月以前の12か月以内で3回以上あった場合、4回目以降は「多数回」に該当

印鑑登録証明書を窓口で取得する際は印鑑登録証が必須 印鑑登録証の紛失にご注意を

印鑑登録証明書を区役所・出張所の窓口で取得する際は、印鑑登録証(印鑑登録時にお渡しした「印鑑登録証」と記載されたカード)をお持ちいただく必要があります。印鑑登録証を紛失された場合、印鑑登録の亡失届出をしたらうで、再登録となりますのでご注意ください。

「印鑑登録の方法」登録する印鑑を持参し、区役所、豊洲特別出張所・各出張所窓口で申請
※有効期限内の官公署発行の顔写真付身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等)をお持ちの方や都内で印鑑登録をしている方を保証人として申請する

現況届の手続きを忘れずに 児童扶養手当8/10(金)〜17(金)まで 特別児童扶養手当8/31(金)まで

児童扶養手当・特別児童扶養手当の平成30年度現況届を次のとおり受け付けます。対象となる方には8月初旬に現況届を送付しますので、内容を確認のうえ、必要事項を記入し、受付期間・提出期限内に必ず提出してください。※現況届の提出がないと、12月期(8月〜11月分)以降の手当を受給できなくなります。

また、児童扶養手当を受給してから5年目以降の方は、一部支給停止適用除外事由届出書とのコンビニエンス店舗等のマルチコピー機で午前6時半から午後11時まで証明書コンビニ交付サービスが利用できます。窓口より手数料が100円お得なコンビニ交付をご利用ください。

原爆死没者の慰霊・平和祈念 1分間の黙とうを8/6(月)・9(木)

広島市と長崎市では、原爆死没者のめい福と世界恒久平和を願い、原爆が投下された時刻に1分間の黙とうを捧げることとしています。

ています。詳細は現況届に同封された通知をご覧ください。
受付期間 8月10日(金)〜17日(金) 午前9時〜午後4時 ※土・日曜、祝日を除く

児童扶養手当を現在受給中の方は、受付期間中に区役所現況届の手続きを行ってください。郵送での提出はできません。受付期間中にお越しにならない場合は、8月31日(金)までに子育て支援課給付係(区役所3階14番)に提出してください。

また、受付期間中は区役所7階第72会議室でハローワークの職員による就職相談窓口を設けています。

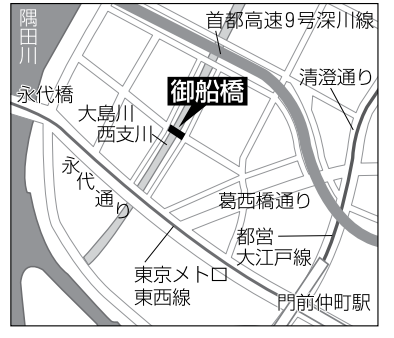
「原爆が投下された日時」
○広島 昭和三十二年八月六日 午前8時15分
○長崎 昭和三十二年八月九日 午前11時2分

事業公開プレゼンテーション 書類審査を経た団体の提案を傍聴 8/29(水)

協働事業提案制度は、市民活動団体等から、柔軟な発想や専門性を生かした協働事業提案を募集し、専門家や公募区民の方を含む「江東区区民協働推進会議」で審査を行い、採択された事業を提案団体と区が協働で実施するものです。

協働事業提案制度は、市民活動団体等から、柔軟な発想や専門性を生かした協働事業提案を募集し、専門家や公募区民の方を含む「江東区区民協働推進会議」で審査を行い、採択された事業を提案団体と区が協働で実施するものです。

協働事業提案制度は、市民活動団体等から、柔軟な発想や専門性を生かした協働事業提案を募集し、専門家や公募区民の方を含む「江東区区民協働推進会議」で審査を行い、採択された事業を提案団体と区が協働で実施するものです。



御船橋架替工事に伴う車両通行止め 8/20(月)〜平成32年12月末(予定)

地震への安全性向上等を図るため、老朽化した現在の橋を新しい橋に架け替えることになりました。そのため、約2年半車両の通行止め規制を行います。